

令和 5 年 11 月 21
三隅地域協議会

資料 6-1

浜田市まちづくりセンターの評価・検証結果報告書
(素案)

令和 6 年 月

浜田市総合振興計画審議会
浜田市協働のまちづくり検討部会

目次

1 はじめに	2
2 評価検証の経緯及び趣旨	3
3 浜田市のまちづくりセンターの概要	3
4 評価検証体制	4
5 評価検証経過	5
6 評価検証項目	6
7 評価検証内容	6
① 設置の目的	7～8
② 名称等	9
③ 所管	10
④ 業務（事業）	11～12
⑤ 職員	13～14
⑥ 職務	15～16
⑦ 開館時間及び休館日	17
⑧ 使用料及び使用料の減免	18
⑨ 使用許可	19
⑩ 運営推進委員	20
⑪ 運営方式	21～22
⑫ 社会教育の推進体制	23～24
⑬ 連絡調整体制	25
⑭ 職員の育成	26～27
⑮ 保険	28
8 まとめ	29
・浜田市総合振興計画審議会条例	30～31
・浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱	32～33

1 はじめに



令和 6 年 月 日

浜田市協働のまちづくり検討部会
部会長 長 畑 実

2 評価検証の経緯及び趣旨

浜田市では、平成 17 年 10 月の市町村合併時に導入した「浜田那賀方式自治区制度」(以下「自治区制度」という。)のもと、「地域の個性を活かしたまちづくり」と「一体的なまちづくり」を進めてきました。

その自治区制度の精神や良いところを引き継ぎつつ、新たなまちづくりを進めるため、「浜田市協働のまちづくり推進条例」を施行し、令和 3 年 4 月に市内 35 館(うち分館 9 館)の公民館をまちづくりセンターへ移行しました。

移行にあたっては、浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会及び公民館のコミュニティセンター化検討部会がまとめた「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」(以下、「報告書」という。)を基本とし、浜田市まちづくりセンターの制度を構築しました。

移行して約 3 年が経過し、まちづくりセンターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価検証等を行うとともに、センターの運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会として「浜田市協働のまちづくり検討部会」を設け、今日まで議論を重ねてきました。

3 浜田市のまちづくりセンターの概要

(1) 施設数 35(うち分館 9)

浜田：16(うち分館 9)、金城：6、旭：5、弥栄：2、三隅：6

(2) 所管 浜田市

- (3) 根拠
- ・浜田市まちづくりセンター条例
 - ・浜田市まちづくりセンター条例施行規則

(4) 管理運営 市直営

- (5) 機能・役割
- ・社会教育の推進
 - ・まちづくりに資する人づくりの推進
 - ・防災拠点、まちづくり拠点
 - ・地域の実情に応じた活動の支援

(6) 職員体制 101名(令和 5 年 8 月末現在)

※1 センターあたり、センター長 1 名と主事 2 名の配置を原則とし、人口規模等によって加配

※まちづくりコーディネーターを配置

4 評価検証体制

浜田市総合振興計画審議会に「浜田市協働のまちづくり検討部会」を設置し、次の構成員で評価検証を行いました。(評価検証の経過については6ページのとおり)

(敬称略)

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会		長 畑 実	部会長
2	浜田市社会教育委員の会	会 長	富 金 原 完	副部会長
3	浜田市まちづくりセンター合同連絡会	会 長	原 田 和 義	
4	浜田地域協議会	会 長	村 井 栄美子	
5	金城地域協議会	委 員	宮 本 美保子	
6	旭地域協議会	会 長	岡 山 令 子	
7	弥栄地域協議会	会 長	徳 田 マスエ	
8	三隅地域協議会	会 長	岡 田 綾 子	
9	後野町まちづくり推進委員会	会 長	虫 谷 昭 則	
10	今福まちづくり委員会	会 長	岩 崎 敏	
11	ふる里市木	会 長	徳 川 博	
12	弥栄のみらい創造会議	会 長	石 橋 正 夫	
13	三隅地域まちづくり会議	会 長	久保田 耕 治	

5 評価検証経過

令和4年□月から令和□年□月にかけて計□回の会議を開催し、評価検証を行いました。

会議等	開催日	議題等
第1回	R4. 9. 12	<ul style="list-style-type: none">・評価検証の基本的な方針について・令和3年度のまちづくりセンターの実績、評価検証の内容及び方法について・評価検証のスケジュールについて
第2回	R4. 12. 13	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりセンター職員、地区まちづくり推進委員会及び他自治体へのアンケートの実施について
第3回	R5. 3. 28	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりセンター職員、地区まちづくり推進委員会及び他自治体へのアンケート集約結果について
第4回	R5. 6. 5	<ul style="list-style-type: none">・市民意識調査（アンケート）の実施について・まちづくりセンター施設利用者アンケートの実施について
第5回	R5. 8. 2	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりセンターの視察 (浜田、周布、今福、和田、杵束、岡見、黒沢)
第6回	R5. 8. 22	<ul style="list-style-type: none">・市民意識調査（アンケート）の集計結果について・まちづくりセンター施設利用者アンケートの集計結果について
第7回	R5. 11. 20	<ul style="list-style-type: none">・評価検証結果報告書（素案）について・報告書作成に向けた意見交換について
第8回	R6. 1. □	<ul style="list-style-type: none">・他団体からの提言等について・報告書作成に向けた意見交換について
第9回	R6. 2. □	<ul style="list-style-type: none">・評価検証結果報告書（案）について

6 評価検証項目

まちづくりセンターの評価検証に当たっては、令和2年6月に作成された「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」において検討をされた15の項目を基本とし、令和3~5年度の取組等について評価を行い、そして今後の在り方等について提案しています。

【評価検証項目】

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 設置の目的 | ⑨ 使用許可 |
| ② 名称等 | ⑩ 運営推進委員 |
| ③ 所管 | ⑪ 運営方式 |
| ④ 業務（事業） | ⑫ 社会教育の推進体制 |
| ⑤ 職員 | ⑬ 連絡調整体制 |
| ⑥ 職務 | ⑭ 職員の育成 |
| ⑦ 開館時間及び休館日 | ⑮ 保険 |
| ⑧ 使用料及び使用料の減免 | |



部会会議写真



観察写真

また、評価検証及び今後の在り方を検討するに当たり、関係団体等から提出された次の提言等を参考にしています。

団体名等	提言等	提出年月
浜田市社会教育委員の会	□□□□□□□□□□	R5. □
浜田市議会協働のまちづくり推進特別委員会	□□□□□□□□□□	R5. □

7 評価検証内容

先に示した項目を基本とし、まちづくりセンター職員や市民等へのアンケート調査、他の類似自治体へのアンケート調査、まちづくりセンターの視察を行いました。

その上で、関係団体等からの意見や浜田市の考え方を踏まえて議論・検討を行い、その結果を次のとおり「評価」と「今後の在り方」として整理しました。評価にあたっては、成果があった点を「○」、課題点を「●」として表記しています。

なお、個々の議論の経緯や内容については、別途、浜田市ホームページで公表されている会議結果をもって報告に代えます。

① 設置の目的

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センターは、自治区制度に代わる「(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。
- ◆ センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進等とともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 浜田市まちづくりセンター（以下、「センター」という。）は、浜田市協働のまちづくり推進条例第 22 条の規定に基づく協働のまちづくりの活動拠点とする。
※社会教育法に基づく公民館の位置付けはなくなる。
- ◆ センターは、協働のまちづくりを推進するとともに、人材を育成する社会教育・生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会を実現することを目的に設置する。

【評価】

- 地区まちづくり推進委員会の事務局を担うセンターが 7 か所増える等、地域の拠点施設としての機能が向上している。また、公民館時から事務局を担っていたセンターについても、事務局機能の充実が見られる。
- 町内会等のまちづくり活動団体との関わりが増えたことにより、様々な団体を巻き込み、事業や活動を行うだけでなくまち全体へ視点が向けられる等、半数のセンターで社会教育の推進について拡大や変化が生じている。
- 地区まちづくり推進委員会がエリア内に複数あるセンター等においては、均等に支援をすることが業務量や職員体制上困難であり、関わりが持ちにくい現状がある。
- 市民を対象としたアンケート調査結果において、まちづくりセンターのイメージとして「地域活動の拠点」が 2 番目の位置にあり、地域の拠点としての位置づけが定着してきている。
- 市民を対象としたアンケート調査結果において、まちづくりセンターが何をしているかわからないという意見が多く、情報発信不足が否めない。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P6 間 8、P12 間 17、P45 間 5、P60 間 3、P63 間 10

【今後の在り方】

- ・まちづくりセンターは、引き続き協働のまちづくりの活動拠点とする。
- ・設置目的のより一層の達成のため、地区まちづくり推進委員会が複数あるセンターへの支援と、情報発信の強化が必要である。

まちづくりセンターになり、体制が強化されたことから、多くの地区で地区まちづくり推進委員会等との関わりが増え、地域の拠点施設としての機能が高まっており、現在の制度を継続すべきであると考えます。

しかしながら、一部のまちづくりセンター（特に地区まちづくり推進委員会が地区内に複数存在するまちづくりセンター）においては、まちづくり活動団体との関係性が薄い現状があることから、より一層のサポートや体制の見直しが必要であると考えます。

また、公民館時からの課題ではありますが、まちづくりセンターで何をしているかわからないという意見が多いことから、様々な手法での情報発信が必要です。

② 名称等

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名称は変更することが望ましい。
- ◆ 「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適当と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称や呼称を用いることも認めるべき。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 正式名称は、「まちづくりセンター」とする。
例) 石見公民館 ⇒ 石見まちづくりセンター
- ◆ 通称等の使用も可能とする。
例) 波佐まちづくりセンター = ときわ会館

【評価】

- 施設利用者には、「まちづくりセンター」という名称が馴染んできている。
- 市民を対象としたアンケート調査結果では、名称が馴染んでいるかという問い合わせに対し、「どちらともいえない」が最も多く、「馴染んでいる」と「馴染んでいない」が同割合であり、市全体への周知が行き届いていない。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P60 間2、P69 間7

【今後の在り方】

- ・ 様々な媒体を活用し、幅広い世代への情報発信に取り組むことにより、名称の周知を図る。

まちづくりセンターの情報発信を更に強化し、まちづくりセンターがどのような施設かを周知することで、名称も浸透していくと考えます。

③ 所管

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センターの所管については、市長部局への移管が適当と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。
- ◆ 所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センターは、市長部局が所管する。
- ◆ 社会教育を推進するため、市長部局に社会教育担当課を創設する。
- ◆ 市長部局の社会教育担当課の職員は、教育委員会との併任とし、市長部局と教育委員会の連携強化を図る。

【評価】

- 本庁及び支所の相談体制や、日常の事務手続について、公民館時から大きな変化はないという意見が多いが、それに次いで「相談しやすくなった」、「わかりやすくなった」という意見が多く、円滑に所管の移行ができたことは評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P1問1、P3問3、P4問5

【今後の在り方】

- ・引き続き市長部局の所管とし、教育委員会と連携した取組を継続する。

まちづくりセンターは市長部局所管ですが、社会教育の推進に関しては教育委員会としっかりと連携した取組が必要です。

また、協働のまちづくりに対する方針や市の考え方を、研修等をつうじてまちづくりセンター職員へしっかりと伝えていくことが必要です。

④ 業務（事業）

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」、「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」、「貸館業務」、「行政窓口業務」とする。
- ◆ 「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地区まちづくり推進委員会の活動状況や設立状況に応じ、当該団体の事務局を担うなどして、まちづくり活動の推進や促進、支援等に取り組むものとする。
- ◆ 「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業（共育・ふるさと郷育など）や生涯学習事業を引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりに取り組むものとする。
- ◆ 各センターの事業については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施することが望ましい。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センターの主な業務は、次のとおりとする。
 - ・ 協働のまちづくりの推進
地区まちづくり推進委員会の事務局を担う又は協力する関係を構築するなどし、協働のまちづくりを推進する。
 - ・ 社会教育及び生涯学習の推進
ふるさと郷育やはまだっ子共育推進事業などを通した人材育成に取り組む。（社会教育法第22条に規定された事業を含む。）
 - ・ その他センターの設置目的を達成するために必要な業務（該当するセンターのみ）…貸館業務、行政窓口業務
 - ・ 個々のセンターの事業については、派遣社会教育主事やまちづくりコーディネーターと連携しながら、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施する。
 - ・ センター事業の実施に必要な予算（センター活動費）については、現行の公民館活動費の拡充を図る。

【評価】

- 小学校が複数あり、児童数が多い地区においては学校支援等の事業、中山間部においては地域ぐるみの耕作放棄地対策事業や高齢者の見守りを兼ねた弁当宅配事業など、まちづくりセンターが拠点となって地域の実情に応じた事業構築ができている。
- これまで公民館で担ってきた社会教育の手法を活かし、まちづくり活動に繋げる等の事業の拡大ができるおり、評価できる。
- 協働のまちづくりの推進に関する業務（主に地区まちづくり推進委員会の事務局等支援業務）に加え、貸館業務については施設使用者の増加による対応や、地域行政窓口については敬老福祉乗車券の販売が増えるなど、職員の業務量や負担が増えている。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P15 間 22、P16 間 24、P17 間 25・問 26、P19 間 29

【今後の在り方】

- ・ 現状の業務（事業）を基本としながらも、業務量が多いセンター（特に地区内に学校数が多いセンターや、地区まちづくり推進委員会の事務局業務量が多いセンター）については、業務内容を把握・整理し、必要に応じて職員体制等を充実させるべきである。

まちづくりセンターの業務遂行体制については、公民館時と比較して職員数が増える等充実が図られていますが、約7割のセンターで業務量が増えているという状況です。一部のセンターでは、業務量がより一層増えたことによる対応に追われ、まちづくりの業務まで手がまわらないといった声もあり、そうしたセンターの体制整備について、検討していく必要があります。

⑤職員

⑤職員

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センターの職員は、センター長1名、センター職員2名を基本とし、地域の実情に応じて加減する。なお、人員増となるセンターにおいて確実に人材を確保できるよう、基本的に公募方式とすることが望ましいが、地元精通者の優先採用には配慮が必要である。
- ◆ センター長については、公民館の機能充実に伴い、勤務時間の拡充が必要と考える。ただし、勤務時間の拡充が人材確保の足かせになることが懸念されることから、センターによって柔軟な対応ができる仕組みを検討すること。
- ◆ 現在の館長や主事が有しているノウハウや地域のつながりは貴重な財産であることから、コミュニティセンター化しても継続任用されることが望ましい。
- ◆ センター間の連携や調整を図る「連携主事」の配置よりも、各地域やセンターにおいて特色あるまちづくり活動や社会教育事業が行われるよう必要な助言等を行う「(仮称) まちづくりコーディネーター」の配置が必要である。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センターには、基本的に次の職員を配置する。
 - ・センター長 1名
 - ・主事 2名（まちづくり担当・社会教育担当：各1名）
 - ※地区の人口が概ね5,000人を超える場合は主事3名
 - ※まちづくり担当の主事については、総務省の集落支援員制度（注）の活用を検討する。
 - ※センター長及び主事は、市の会計年度任用職員とする。
- ◆ 当面の間は、次の条件を加えて運用する。
 - ・現在の職員体制（人役）を下回らないようにする。
 - ・センター長の勤務時間は、月17日（131時間45分）勤務を基本としつつ、月52時間又は80時間勤務も可能とする。
 - ・センターの業務に応じて、センター単位での基本体制の人員費を限度として、パート主事（パート事務員）を配置する。
- ◆ 職員体制については、3年程度の評価検証期間において改めて整理する。
- ◆ 現館長及び主事については、本人の意向を尊重した上で、継続任用する。なお、センター長については、地域の意向も踏まえて選任する。

【評価】

- 職員体制については、6割以上のセンターが適正であると回答しており、公民館時と比較して適正な人員配置ができている。
- 協働のまちづくりの推進に関する業務(主に地区まちづくり推進委員会の事務局等支援業務)に加え、貸館業務については施設使用者の増加による対応や、地域行政窓口については敬老福祉乗車券の販売が増えるなど、職員の業務量や負担が増えており、一部のセンターでは職員数が足りていない現状が見て取れる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P17 間 26、P21 間 33、P25 間 39、P56 間 12・問 13

【今後の在り方】

- ・全体の職員数は現状を維持しつつ、業務量が多いセンターについては、業務内容を把握・整理し、必要に応じて職員体制を充実させることが必要である。

まちづくりセンターの職員体制については、公民館時と比較して充実が図られていますが、業務量が多い一部のセンターでは職員数が不足しているという声があります。

今後については、地区内の人口規模に応じた職員配置によらない配置基準を設ける等、センターの実情に応じた人員配置について、検討していく必要があります。

しかしながら、他の類似自治体と比較して、浜田市は施設数と職員数が多いため、より実情に見合った職員体制を検討しながらも、限られた財源の中で持続可能な体制についていくことが求められます。

⑥職務

⑥職務

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センター長及びセンター職員の基本的な職務は、次のとおりとする。ただし、職員配置や地域の状況に応じて柔軟な対応が必要である。
 - ・センター長は、センターの行う各種業務を所掌し、センター職員を指揮監督する。
 - ・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- ◆ (仮称) まちづくりコーディネーターは、各地域において特色あるまちづくり活動等がより一層行われるよう適切な助言や支援を行う。
- ◆ (仮称) まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。
- ◆ 土日夜間等の業務の増加が想定されることから、センター職員等の勤務条件の見直しが必要である。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センター長及び主事その他の職員（以下「センター職員」という。）の基本的な職務は、次のとおりとする。
 - ・センター長は、センターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督する。
 - ・主事その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- ◆ 「まちづくりコーディネーター」を次のとおり配置する。
 - ・各センターや地区まちづくり推進委員会において、地域の状況に応じた特色あるまちづくり活動等が行われるよう支援を行う。
 - ・配置人数は、5名程度とする。
 - ・所属は、センター所管課とする。ただし、主な勤務場所は、担当地域（現自治区）の事務所又はセンターとする。
 - ・まちづくりコーディネーター同士の情報共有を密に行いながら、必要に応じて特定の地域へ重点的に支援を行うなど、柔軟な支援体制を構築する。
- ◆ まちづくりコーディネーターの人材については、次のいずれかの条件を満たすことを基本としながら、幅広く人材を募る。
 - ・社会教育主事講習修了者、社会教育主事単位習得者及び社会教育士
 - ・公民館又はまちづくり支援の経験者（概ね5年以上）
 - ・大学等研究機関の研究者
 - ・行政経験者
 - ・その他まちづくりや社会教育に精通している者
- ◆ センター職員及びまちづくりコーディネーターについては、夜間の会議や土日等の行事への対応が必要になることから、時間外勤務（時間外手当）のルールを定めて運用する。（規定勤務時間内で従事することが原則）

【評価】

- 7割以上のセンターで事務分担を明確にしており、9割以上のセンターで適宜ミーティング等によって情報共有に努めていることは評価できる。
- 地区まちづくり推進委員会の設立支援及び活動支援等により、令和3年度より新たに2つの地区まちづくり推進委員会が設立されたこと、その他の町でも定期的な話し合いの場が確立されたことは、まちづくりコーディネーターを配置したことによる成果である。
- 地区まちづくり推進委員会の設立に力を入れながらも、6割以上のまちづくりセンターと連携がとれており、まちづくりセンターと担当課等の繋ぎ役として重要な役割を担っている。
- 一方で、5人という体制上、全ての地区に均等な支援が行き届いていない。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P20問31、P21問32、P23問36、P24問38

【今後の在り方】

- ・ センター長、主事及びその他の職員の職務については、現状を継続しつつ、全てのセンターにおいて事務分担や情報共有ができるよう努められたい。
- ・ まちづくりコーディネーターは引き続き配置しながら、地区単位での支援の仕組み等新たな体制について検討を行う。

まちづくりコーディネーターを配置したことによって、この3年間で地区まちづくり推進委員会の設立及び各地域の活動が推進され、地区まちづくり推進委員会の組織率が向上しているため、引き続き配置が必要であると考えます。

まちづくりコーディネーターの助言等によって、そうした成果が表れている一方で、助言ではなく事務支援を望む声もあり、そうした所に対してきめ細やかな支援ができる制度構築が必要です。

⑦ 開館時間及び休館日

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 開館時間については、現行の開館時間（9：00～21：00）を基本とする。
- ◆ センターの使用ができない日（以下「休館日」という。）については、全センター統一化を図り、年末年始（12月29日～1月3日）のみとする。
- ◆ 各センターの使用状況やセンター職員の勤務条件を踏まえ、土日祝日や一部の平日については、職員不在日や管理人配置によって対応する。また、開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できるものとする。
- ◆ 臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから住民周知を徹底すること。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 開館時間は、9：00～21：00とする。
- ◆ 休館日は、年末年始（12月29日～1月3日）とする。
- ◆ 開館時間及び休館日は、必要があると認めるときは変更できるものとする。
- ◆ センター職員の勤務時間は、原則、平日の8：30～17：15とする。
- ◆ 原則、土日祝日は、センター職員不在日とする。ただし、管理上、必要と認める場合は、この限りでない。

【評価】

- 市民はどの地区のまちづくりセンターも利用できることから、開館日と開館時間を全市で統一したことについては、施設利用者の目線に立った改正であり、評価できる。
- 開館日及び開館時間について、少ない・短いと感じている市民は全体の2%、施設利用者は1%となり、現状が適正である。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P26 間40、P61 間5、P69 間9

【今後の在り方】

- ・ 開館日と開館時間については現状維持を基本とすべきである。
新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、まちづくりセンターになり、公民館時よりも施設利用者数が増えており、現状の開館日と開館時間が適正であると考えます。

⑧ 使用料及び使用料の減免

⑧ 使用料及び使用料の減免

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 使用料については、全センター統一化を図って徴収する。
- ◆ まちづくり活動や社会教育活動、生涯学習活動の目的で使用する場合に使用料を原則免除することが望ましい。
- ◆ 現在徴収している冷暖房費の実費については、使用料に含めて徴収する。
(これにより、まちづくり活動等で使用する際に冷暖房費が免除され、負担軽減による活動の活性化が見込まれる。)

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 全センター統一の使用料を定めて使用料を徴収する。(一室の面積に応じた使用料を定める。)
- ◆ 営利目的又は市外者の利用に対しては使用料を2倍にする。また、両方に該当する場合には、使用料を3倍にする。
- ◆ 使用料の減免については、次のような場合を減免対象とする。また、減免申請は、使用申請と一体的に手続きできるようとする。(申請書の一本化)
 - ・市又は市教育委員会が主催、共催又は後援する場合
 - ・まちづくりや社会教育、生涯学習を主な活動目的とする団体が使用する場合
 - ・上記以外の団体が、センターの設置目的に沿った使用をする場合(物販を行う場合や実費を超える入場料を徴収する場合を除く)
 - ・市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校及び高等教育機関の学生等が使用する場合
 - ・その他市長が必要と認める場合
- ◆ 冷暖房費は、使用料とは別に徴収しない方向で調整する。

【評価】

- 使用料の減免規定ができたことにより、貸館の回数が多いセンターでは、公民館時より使用しやすくなったという声が多い点は評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P72 間16、P73 間17

【今後の在り方】

- ・減免規定も含め、施設使用料については現状維持を基本とすべきである。
減免規定ができたことにより、施設が使用しやすくなり使用者も増えているため、地域の拠点施設として引き続き現行制度を維持すべきと考えます。

⑨ 使用許可

⑨使用許可

【令和 2 年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。
- ◆ 使用許可条件については、他の公共施設と同程度とし、まちづくり活動等に柔軟に活用できる施設とする。

【令和 2 年度 市の方針】

- ◆ センター使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。
- ◆ センターの使用を許可しない場合は、次のとおり他の公共施設と同様とし、社会教育法第 23 条に定める使用制限（専ら営利に使用など）は適用しない。
 - ・公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき
 - ・施設等を汚損等するおそれがあるとき
 - ・暴力団等の利益になる使用をするとき

【評価】

- 使用許可条件を他の公共施設と同様としたことにより、民間事業者等の使用（移動販売等）も増え、それが住民へ還元されていることは評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P15 間 22・23

【今後の在り方】

- ・減免規定も含め、施設使用料については現状維持を基本とすべきである。
(再掲)

⑩ 運営推進委員

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センター事業を円滑に推進していくために、現在の公民館と同様に「運営推進委員」を設置できることとする。
- ◆ 「運営推進委員」の定員については、上限を撤廃し、地域の実情に応じて設置できるようになることが望ましい。
- ◆ 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センターに運営推進委員を置くことができることとする。
- ◆ 運営推進委員の上限（現状20人）は撤廃する。
- ◆ 運営推進委員に地区まちづくり推進委員会などの地域団体から就任してもらう、地域団体との連絡会議を設置するなど、センターと地域団体等が協議・情報共有できる仕組みをセンターごとに構築する。

【評価】

- 定員上限を撤廃したことにより、20人以上の運営推進員を設置するセンターも一部見られる。また、地区まちづくり推進委員会の関係者を委員にする等、運営推進委員の見直しを図っているセンターがでてきたことは評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P30問50・51、P31問52・53、P32問54

【今後の在り方】

- ・運営推進委員については現状維持を基本とすべきである。

地域の声の反映、各種団体と連携したセンター事業等の構築においては、運営推進委員の制度は非常に重要であり、今後も現状の制度の継続が必要であると考えます。

⑪ 運営方式

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ コミュニティセンター化した後の運営方式については、全市的な協議組織においてコミュニティセンター化の評価・検証に合わせて検討する必要がある。
- ◆ 委託について検討する場合には、委託へ移行する時期の妥当性等も含めて、十分な検討を行うこと。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 3年程度は検証期間とし、直営で運営しながら運営体制や運営方式について検討する。
- ◆ センターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価・検証等を行うとともに、センターの運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会を設ける。(委員は、コミュニティセンター化検討部会の構成を基本に選考する。)

【評価】

- 直営で運営したことにより、地域の実情に応じた運営をしつつも一定程度統一した運営体制を構築でき、公民館からまちづくりセンターへ移行する過渡期においては直営での運営が効果的であったと思われる。
- 仮に管理運営を委託等に出すとしても、施設の性質上どこに出すのかが大きな課題として残っている。その候補団体である地区まちづくり推進委員会については、まちづくりセンターの管理運営を担うことに対して前向きな団体が全体の2割弱となっており、全市的に管理運営の委託や指定管理者制度の導入をすることはまだ困難な状況である。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P48 間 11

【今後の在り方】

・運営方式については、市直営の運営を継続すべきである。

まちづくりセンターの管理運営方式については、令和2年度のコミュニティセンター化検討部会においても議論され、当面3年程度は直営で運営し、再度検討する方針となっていました。

外部委託や指定管理（以下、委託等という）により、施設の管理運営を地域の団体（浜田市でいう地区まちづくり推進委員会）が行うケースは他の自治体でも事例があり、県内では雲南市、江津市が同様の管理運営形態を採用しています。

そのメリットとしては、指定管理料を含むその団体の予算の範囲内において、各種事業の実施、施設の修繕や備品等の購入、人員の確保等が可能になる点です。

デメリットとしては、職員等を雇用した場合の労務管理や税務処理を地域団体で行う必要が出てくるため、その事務処理に追われることによる活動の衰退や、社会教育の衰退等に繋がる恐れがあることが挙げられます。

しかしながら、最大の課題は、センター長や主事等の人材確保を地域団体で担うことになるため、人材が不足している地域にとってはその確保が大きな負担になってしまうという点です。

以上のことから、まちづくりセンターの管理運営を委託等により外部に出すことはデメリットの方が大きいため、持続可能な協働のまちづくりを推進していくためには、当面は直営での管理運営を継続することが望ましいと考えます。

⑫ 社会教育の推進体制

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 社会教育の所管や推進体制については、社会教育をより一層推進するという視点に立って整理すること。
- ◆ 島根県の派遣社会教育主事については、引き続き2名の配置を県へ要請するとともに、市長部局と教育委員会との兼務など、社会教育とまちづくりの推進につながる配置を検討する必要がある。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 社会教育をより一層推進するため、市長部局に社会教育担当課を創設する。
〔再掲〕
- ◆ 市長部局の社会教育担当課の職員は、教育委員会との併任とし、市長部局と教育委員会の連携強化を図る。〔再掲〕
- ◆ 社会教育担当課及びまちづくり担当課は、常に連携して業務に当たることができるよう部署配置に配慮する。
- ◆ 島根県の派遣社会教育主事は、引き続き2名の配置を県へ要請する。(市教育委員会が派遣先となることから市長部局との兼務とする。)
- ◆ 市長部局への社会教育の浸透を図るため、市職員に対して社会教育に係る研修を実施する。

【評価】

- 社会教育の推進体制については、変化がないという意見が大多数ではあったが、まちづくりセンターに移行し、半数のセンターで社会教育の事業の拡大や変化があったことは評価できる。
 - 派遣社会教育主事については、公民館時から引き続いて2名体制を維持したことにより、センターへ適切な助言ができる。
- | |
|----------------------|
| ○ 社会教育委員の会からの意見書等を反映 |
| ● 社会教育委員の会からの意見書等を反映 |

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P12 間 17、P12 間 18、P32 間 55、P33 間 57、P34 間 59

【今後の在り方】

社会教育委員の会からの意見書を基に作成

⑬ 連絡調整体制

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営する。(再掲)
- ◆ 現自治区ごとに、現在の館長・主事会と同様の連絡会を設置し、現自治区単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。
- ◆ 市全体に、現在の公民館連絡協議会と同様の連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。
- ◆ 公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な組織（協議会など）を設置する。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 運営推進委員に地区まちづくり推進委員会などの地域団体から就任してもらう、地域団体等との連絡会議を設置するなど、センターと地域団体等が協議・情報共有できる仕組みをセンターごとに構築する。〔再掲〕
- ◆ 各地域（現自治区）に、地域連絡会を設置し、各地域（現自治区）単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。
- ◆ 市全体に、浜田市まちづくりセンター連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。
- ◆ センターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価・検証等を行うとともに、センターの運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会を設ける。〔再掲〕

【評価】

- 全体連絡会議が年4回、各地域のセンター長会議及び主事会議が定期的（多い地域では年12回以上）に行われており、センターへの情報共有はしっかりと図られている。その連絡調整体制については、現状がちょうど良いと10割近くの職員が回答しており、評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P35 問60・61

【今後の在り方】

- ・ 現状の連絡調整体制（全体連絡会議、センター長会議、主事会議等）を継続する。
現状の会議体制を維持しながら、その内容については、情報提供や資料提供だけでなく、職員間で交流や議論ができる時間を確保することで、職員のモチベーションアップにもつながると思います。

⑯ 職員の育成

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センター職員のスキルアップや不安解消に向けて、計画的な研修の開催や研修参加機会の拡充に取り組むこと。
- ◆ センター職員が、社会教育主事講習を含む各種研修を積極的に受講できるようするため、職務の調整や予算の確保に努めること。また、社会教育主事等の有資格者※に対する優遇措置を検討すること。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センター職員に対する研修については、人材育成の観点から研修内容を検討し、社会教育主事講習を含めて計画的な受講に取り組んでいく。
- ◆ 研修メニューの充実を図るとともに、職務の調整を含め研修に参加しやすい環境づくりに努める。
- ◆ 社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置については、全市的な有資格職員への措置と関係することから継続課題として、引き続き検討する。

※社会教育主事講習の受講を修了した者は、「社会教育主事の有資格者」となり、教育委員会からの発令によって「社会教育主事」となります。社会教育法の改正に伴い、令和2年度より「社会教育士」の称号ができ、教育委員会からの発令がなくとも社会教育士として名乗ることができますようになりました。

【評価】

- まちづくりセンター化後は、月に1回程度のペースで研修を実施され、その結果がアンケートにも表れており、評価できる。
- 一方で、回数は増えたが内容が不十分という声も一部あるため、職員のニーズを把握し、スキルアップにつながるような研修の実施が必要である。
- 総合振興計画の目標値である社会教育士の称号を取得するための社会教育主事講習の受講希望が少ないため、増やすための取組が課題である。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P36 間 64、P37 間 67

【今後の在り方】

- ・研修回数は現状を維持しながら、内容についてはより充実を図る。
- ・社会教育士に対する優遇措置については、継続課題として引き続き検討する。

研修については、まちづくりセンターになって実施回数が充実しており、引き続き現状を維持しながらも、よりセンター職員が求める内容を企画することが重要になります。

まちづくりセンター担当課だけでなく、他部局の課も巻き込み、また、社会教育士の称号を持っているまちづくりセンター職員等と一緒にになり、より充実した内容の企画について検討が必要であると考えます。

社会教育士については、令和 7 年度末までに 37 人の取得者を目標としており、その達成に向けてより一層の周知啓発が必要です。

また、地方公務員は、国家資格等（一級建築士や図書館司書等）を保持していたとしても、資格保持による報酬増（資格手当）が無いことと同様に、まちづくりセンター職員が社会教育士の称号を取得していることによる報酬増は困難です。

そのため、称号を取得したことによって担える業務を明確にし、その業務を担う職種の報酬を改めて規定する等、今後も引き続き検討が必要です。

⑯ 保険

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 公民館総合補償制度への継続加入は、最低限必要である。
- ◆ まちづくり活動への積極的な参加を促すためにも、自治会活動保険を含め、保険内容の充実を図る必要がある。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 公民館総合補償制度及び自治会活動保険は、それぞれに特長やメリットがあることから、引き続き両保険に加入する。
- ◆ 両保険の内容や手続き方法等について、改めて周知する。

【評価】

地域活動支援課・総務課と協議、調整後に事務局で素案作成

【今後の在り方】

地域活動支援課・総務課と協議、調整後に事務局で素案作成

8 まとめ



浜田市協働のまちづくり検討部会 委員一同

浜田市総合振興計画審議会条例

(目的及び設置)

第1条 浜田市の総合振興計画に関し必要な調査審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見者

(2) 関係行政機関の委員及び職員

(3) 公共的団体の代表

(4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合振興計画に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成22年3月26日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）に関し必要な調査審議を行うため、浜田市総合振興計画審議会の下部組織として浜田市協働のまちづくり検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及びその進捗管理に関する事項
- (2) 浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）第2条に規定するまちづくりセンターの検証に関する事項

(組織)

第3条 部会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 浜田市地域協議会の代表（各地域1人）
- (4) 地区まちづくり推進委員会の代表（各地域1人）
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事務が完了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、報償費にあっては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条

例第37号) 別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員に定める額、実費弁償にあっては同条例第5条の規定の例により支給する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、地域活動支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

